

養育費確保支援補助金

内容

公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の**本人負担費用の初年度分**を市が補助します。

対象者

東大阪市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ⑤過去に補助金を交付されていない方

補助金額

保証料として本人が負担する費用で、月額養育費と5万円を比較して少ない方の額

申請に必要な書類

- ・申請者及び児童の戸籍謄本または抄本（3ヶ月以内のもの）
- ・世帯全員の住民票（世帯主氏名・続柄の表示があるのでかつ3ヶ月以内のもの）
- ・児童扶養手当証書または市民税・府民税証明書
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る）

<申請までの流れ>



- 養育費受取人と支払人の間で、債務名義を有する養育費の取り決めを行う。
(例) 強制執行認諾条項付の公正証書、調停調書など
- 養育費受取人が養育費保証会社と1年以上の保証契約を結ぶ。(契約の手続きや必要な書類、保証料については保証会社にお問合せください。)
- 保証会社に保証料を支払った後、申請に必要な書類を揃え、窓口（東大阪市役所7階子ども家庭課）にお越しください。

※注意点※ 補助の対象は初回保証料となります。 (市への申請は1回限り)

Q 債務名義とは

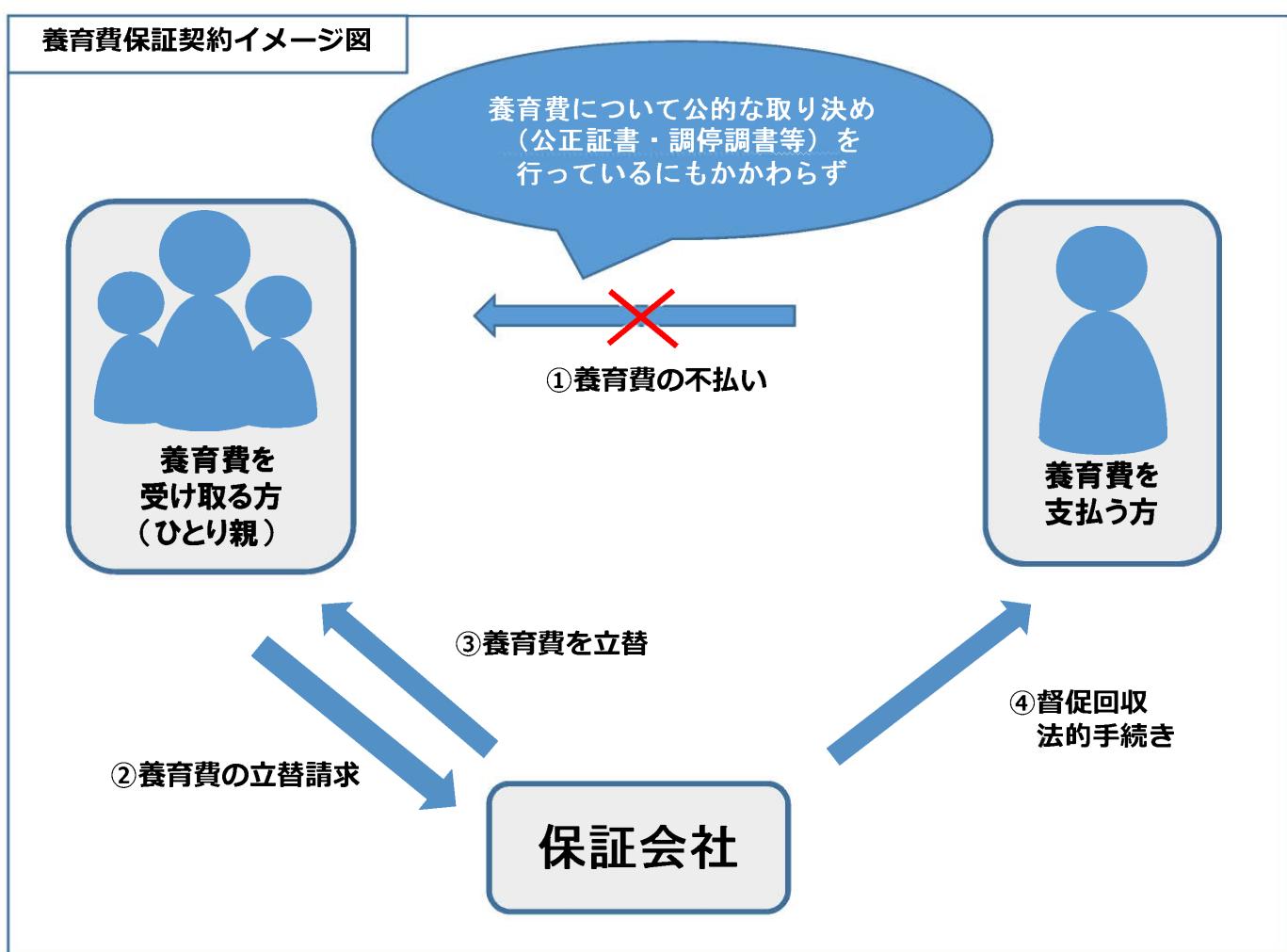
養育費が不払いとなった際、支払人に對し強制執行できる権利を示した（請求権の存在・範囲・債権者・債務者を表示した）公的文書のことです。

（例）強制執行認諾約款付公正証書

調停調書

Q 養育費保証契約を締結するメリットは

養育費の不払いがあった場合、保証会社が養育費受取人（ひとり親家庭）に対し養育費の不払い分を立て替えると同時に、受取人に代わって、養育費支払人に對し立替分の督促を行います。



申請に関するお問合せはこちら

東大阪市役所 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課
TEL 06-4309-3194
FAX 06-4309-3817